

◇平成 24（2011）年 3 月 27 日 議員提出議案Ⅱ

No.62 灰垣和美議員

ただいま議題となっております議員提出議案第 7 号 「大阪府都市整備中期計画（案）、並びに都市計画道路（大阪府決定）の見直し（案）」に対する高槻市の意見反映を求める意見書について、議会運営委員会委員各位のご同意のもと、私のほうから提案理由の説明をさせていただきます。

「大阪府都市整備中期計画（案）、並びに都市計画道路（大阪府決定）の見直し（案）」に対する高槻市の意見反映を求める意見書

大阪府は本年 2 月、「大阪府都市整備中期計画（たたき台）」を策定し、今月末には計画（案）を確定するとしている。あわせて本年 1 月、都市計画道路（大阪府決定）見直し路線（案）を決定し、平成 25 年 8 月を目途に都市計画決定を行うとしている。

高槻市は、平成 22 年 12 月開催の高槻市議会第 5 回定例会において、中長期的視野に立った、本市が目指すべき方向性を定めた「高槻市総合戦略プラン・第 5 次総合計画」を決定した。

続く平成 23 年 1 月には、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づき、平成 23 年度を初年度とする 10 年先のまちづくり「住みたい・住み続けたい・訪れたい都市たかつき」を構想した高槻市都市計画マスタープランを高槻市都市計画審議会において決定し、3 月 17 日には法に基づき大阪府知事に通知しているところである。

高槻市都市計画マスタープランは、高槻市民の思いが込められ、高槻市総合戦略プラン、そして大阪府が策定した北部大阪都市計画区域マスタープランに即して作成されたもので、高槻市における地域地区、都市施設、市街地開発事業、地区計画等を定めており、さらには高槻市住宅マスタープランを初め、みどりの基本計画、環境基本計画、景観計画等との整合性を保つこととしている。

したがって、このたび大阪府が提示している「大阪府都市整備中期計画（たたき台）、並びに都市計画道路（大阪府決定）の見直し（案）」は、高槻市の総合戦略プラン、高槻市都市計画マスタープランを初め、高槻市のまちづくり計画すべての大幅修正を迫るものであるといえる。

具体的には、「大阪府都市整備中期計画（案）」は、建設が進められつつある新名神高速道路の供用開始に伴う現道への負担軽減を図るための十三高槻線や高槻東道路の全線整備及び伏見柳谷高槻線の 3 車線化、並びに富田都市拠点における喫緊の大きな課題である J R アンダー等の整備、さらに芥川を初め、土室川、東桧尾川等の洪水対策が削除、縮小されるなど、安全・安心のまちづくりを進める観点から大きな問題点をはらんでいる。

また、都市計画道路（大阪府決定）の見直しについては、高槻市は 5 年前（平成 18 年）に大阪府が示す都市計画道路見直しの基本的指針に基づき、大幅見直しを行ってきた。そ

して、その計画を踏まえ、外環状幹線道路や内環状幹線道路、都市拠点と地域を結ぶ放射状幹線道路の整備促進を進めることによって、集約型都市構造の骨格となる道路網の形成を図ることにしており、「利便性や都市活力を図る」とする高槻市のまちづくりの基本方向を全面的に欠落させることになり、絶対に容認することはできない。

以上の観点から、大阪府は大阪府都市整備中期計画（案）策定、並びに都市計画道路（大阪府決定）の見直し（案）確定に当たっては、高槻市の意見を尊重し、その意見を反映させることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月27日

高槻市議会

以上、よろしくお願い申し上げます。